

マレーシアの熱帯林破壊と日本：持続可能な2020年オリンピック東京大会へのリスク

グローバル・ウィットネス報告書

1. はじめに

東京の新国立競技場の建設準備が進む中、¹ グローバル・ウィットネスが収集した証拠によれば、熱帯雨林の破壊や違法伐採、人権侵害と結びついている木材が東京の各地の建設現場で使われています。2020年東京オリンピックを持続可能な大会にする—その約束を日本が果たせるかどうか問われています。²

日本は熱帯木材の直接輸入が世界第二位で、その大部分は合板として輸入しています。日本が輸入する合板の半分近くはマレーシアのサラワク州の原産です。サラワク州では集中的な伐採により最後に残された熱帯雨林が破壊されつつあり、森林を自分たちのものと考え、森林に依存して暮らしを立てている何万人もの先住民族の生活を脅かしています。

本資料では、日本の木材サプライチェーンにおけるリスクを解説するとともに、新オリンピック競技施設を含む日本の建設現場で使われる木材が合法で、持続可能で、人権侵害と無縁であるために、日本が早急に新たな効果的な措置をとる必要性を説明します。

2. リスクの高いビジネス

1990年以降、サラワクから輸出された木材の約3分の1は日本で消費されました。最近の衛星画像の分析によれば、サラワク州は世界で最も早いペースで熱帯雨林が消失している地域です。³ 大量の伐採とアブラヤシや木材のプランテーションの拡大により、サラワク州に元々あった森林のうち手付かずで残っているのは5%以下にまで減っています。⁴

伐採は最後に残された原生林にも及んでいます。そうした原生林の大部分は、ハート・オブ・ボルネオ (HoB) と呼ばれる、国境をまたがった森林保全地域のうちサラワク州に属する部分にあります。ハート・オブ・ボルネオはマレーシア、インドネシア、ブルネイが共同で進めている22万平方キロメートルに及ぶ森林保全のとりくみで、そこには世界の生物多様性の6%が存在するとみられています。⁵ 最近の衛星画像の分析によると、ハート・オブ・ボルネオのうちサラワク州に属する地域を含め、サラワク各地できわめて破壊的な伐採が行われています。⁶

広範囲の森林が消失したために、森と土地に依存して暮らす先住民族が食料を確保しにくくなり、極度の貧困に陥っています。自分たちの水、食料、薬草、文化的アイデンティティの源を守ろうと、先住民族コミュニティはこれまでサラワク州政府や企業を相手取って、先住民族の土地に対する慣習権 (NCR) 違反の訴えを200件以上起こしてきました。⁷ これらの慣習権はマレーシア憲法で認められており、⁸ サラワク州の裁判所もそれを堅持する判断を繰り返し出しています。⁹

いまや、サラワク州の土地面積の半分以上で伐採やプランテーションの許可が出されており、うち多くは「ビッグ6」と呼ばれる木材大手6社 (サムリン、シンヤン、リンブナン・ヒジャウ、タアン、WTK、KTS) が持っています。¹⁰ 6社はすべて日本に木材を輸出しています。¹¹ 現在、サムリン、シンヤン、タアンの3社は先住民族コミュニティから慣習土地権の侵害で訴えられています。¹² サムリン、WTK、タアン、シンヤン (下記の事例研究を参照) の4社については、近年行われた独立調査の結果、保護価値の高い熱帯雨林で違法かつきわめて破壊的な伐採を行っている証拠が見つかっています。¹³

「ビッグ6を含め木材会社の者たちは、まるでサラワクが自分たちの祖父の財産であるかのように木を伐採している。これを止めさせる。取り締まりを強化すべきだ。違法伐採が行われているのに、森林局が知らないふり、無知のふりをして目をつぶることは許されない。」

サラワク州アデナン首席大臣、2015年9月¹⁴

サラワク州のアデナン・サテム新首席大臣は、森林セクターでの法執行が「一部の当局者の汚職のためにきわめて脆弱である」と延べ、サラワク州の持続不可能な森林伐採に汚職と違法伐採が関わっていることを公に認めました。¹⁵ 首席大臣の発言は、サラワク州の森林・土地セクターに汚職がはびこり、違法で非持続的な伐採が放置されてきたとするグローバル・ウィットネスの調査結果と一致します。¹⁶

3. 事例研究：シンヤン社

コンクリート型枠材の日本向け最大手サプライヤーの一つ、シンヤン社は、サラワク州に残された最後の手付かずの熱帯雨林の一部できわめて破壊的で違法の可能性のある伐採を行っており、¹⁷ 先住民族との間でいくつもの土地をめぐる法的紛争を抱えています（右側の囲み記事参照）。¹⁸

2014 年末には、シンヤン社はハート・オブ・ボルネオにある国立公園候補地で、1日にサッカー場 42 個、ひと月に 9 平方キロメートルに相当するペースで伐採していました。2014 年 6 月に撮影された高解像度の衛星画像には、それまで手付かずだった熱帯雨林の林冠の広範囲に及ぶ伐採、道路建設や伐採により引き起こされた深刻な土壌浸食や土砂崩れ、主要河川から数メートルの地点での皆伐が記録されていました（3～4 ページの事例を参照）。サラワク州政府が主要水路の 20 メートル以内の伐採を通常は許可していないことを考えると、¹⁹ この伐採操業の合法性が強く疑われます。シンヤン社が 2001 年から 2014 年の間にハート・オブ・ボルネオで行った伐採による森林消失の全容については、3 ページの図をご覧ください。

グローバル・ウィットネスは、シンヤン社がハート・オブ・ボルネオとブラガ地区（囲み参照）で伐採した木材をビンツルのシンヤン社合板工場に供給し²³、同工場が日本の主要商社を通じて大量の合板を日本市場に販売していることを確認しました。

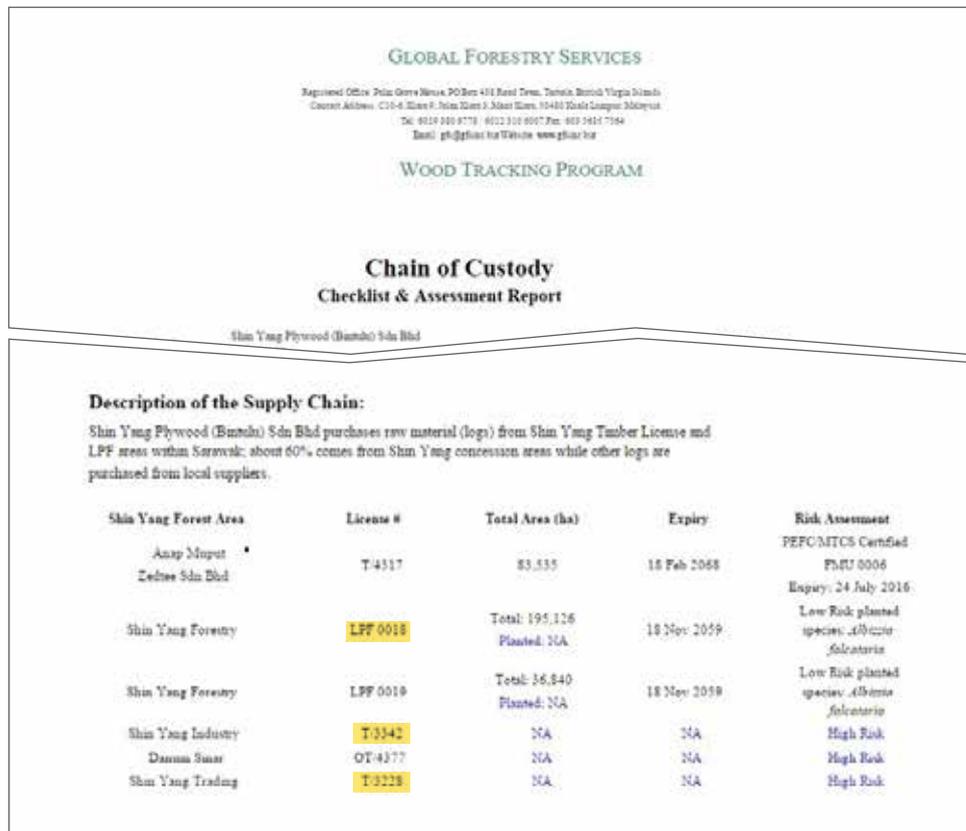
サラワクから合板を買い付けている日本の商社のほとんどはシンヤン社の顧客であり、²⁴ ビンツルの工場で作られた合板が東京の主要な建設プロジェクトで広範に使われていることが、グローバル・ウィットネスの調査で分かっています。²⁵

搾取の歴史

「私たちは森に生かされています・・・伐採業者に私たちの土地を破壊してほしいありません。私たちが生活や仕事で使う原材料がすべてなくなってしまいます」

ブラガ地区ロング・ジェイクの首長、マトゥ・トゥガンさん²⁰

ロング・ジェイクを含むブラガ地区のいくつかのプナン人コミュニティは、伐採やアブラヤシプランテーションから自分たちの土地を守るために 30 年もシンヤンに対して闘っています。この間、森の大部分が伐採または皆伐され、そこで生きるコミュニティの生活の糧が奪われました。2007 年、マレーシア人権委員会がこうしたプナン人コミュニティの状況を調査した結果、「伐採とアブラヤシプランテーションの操業により、プナン人が漁労や飲み水、洗濯、沐浴に使っている川が汚染された」ことが判明しました。²¹ 自分たちの土地を守る最後の手段として、ロング・ジェイクの首長マトゥ・トゥガンさんと 40 を超える家族は伐採道路を占拠し、土地に対する先住慣習権を侵害したとしてシンヤン社と現在裁判中です。²²



グローバル・フォレストリー・サービス発行のシンヤン・プライウッド（ビンツル）社の COC 報告書（2015 年 5 月）からの抜粋。同社がハート・オブ・ボルネオに位置するシンヤン社の伐採権 T/3228 と T/3342 及びブラガ地区の植林事業権 LFP0018 から木材を調達していることが示されている。

東京の建設現場（施工：大成建設）で見つかったシンヤン・プライウッド（ビンツル）工場の合板

シンヤン社によるハート・オブ・ボルネオの破壊

ハート・オブ・ボルネオ越境保全地域内（緑色線の囲み）にあるシンヤン社の伐採権区域（赤）。



左下の地図上にオレンジの囲みで示したハート・オブ・ボルネオ内のエリアの2012年12月時点の高解像度（50センチ）衛星画像。森林は林冠に覆われている。

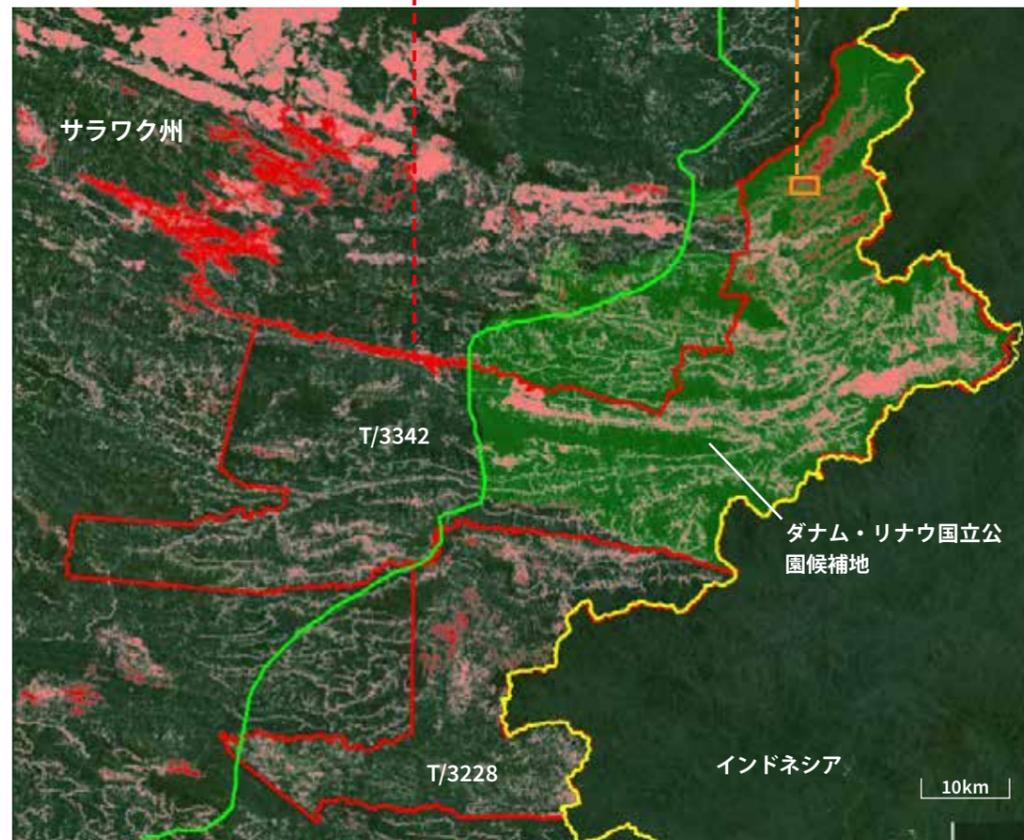


左下の地図上にオレンジの囲みで示した地域の2014年6月時点の高解像度（50センチ）衛星画像。それまで手付かずだった熱帯雨林の林冠の広範囲に及ぶ破壊道路建設や伐採により引き起こされた深刻な土壌浸食や土砂崩れ、主要河川から数メートルの地点での皆伐が見て取れる。



画像は DigitalGlobe が提供

© CNES 2015, Distribution Airbus DS Geo SA / Airbus DS Geo Inc.



LANDSAT 衛星画像の分析は、2001年から2013年（ピンク）および2014年（赤）のハート・オブ・ボルネオ及び国立公園候補地におけるシンヤン社の伐採権区域による森林消失の規模を見せている。²⁶ 出典：Hansen/UMD/Google/USGS/NASA（グローバル・フォレスト・ウォッチ経由でアクセス）

- ダナム・リナウ国立公園候補地と拡張地域候補地
- ハート・オブ・ボルネオ
- 伐採権区域の境界線
- サラワク州・インドネシアの国境
- 2001年～2013年の森林消失
- 2014年の森林消失

Viewed using Google Earth



右上の衛星画像中の赤色の囲みのエリアの拡大図。主要河川（青い破線）から数メートルの地点で大規模な伐採が行われている事例。河川緩衝地帯での伐採は通常サラワク州の規制によって禁止されているため、伐採作業の合法性が疑われる。

© CNES 2015, Distribution Airbus DS Geo SA / Airbus DS Geo Inc. 高度衛星画像は Apollo Mapping が処理・配信



ハート・オブ・ボルネオの木材を原材料に使用しているシンヤン・ブライウッド（ピンツル）社が操業する合板工場

4. 改革の必要性

日本がサラワクから輸入する大量の木材が熱帯雨林の破壊、違法伐採、及び人権侵害に関係していることは、日本の木材取引規制と日本企業による木材サプライチェーンのデューデリジェンス実施の努力が不十分であることを示しています。

日本の企業はサラワクの木材に深刻な法的、社会的、環境的リスクがあることを知らされながら、サラワク木材の購入を継続しています。²⁷ 日本の企業には木材調達において合法性を考慮する義務はなく、日本の現行の自主基準が実効性を欠くことを示す証拠があるにもかかわらず、その基準に則っているため合法であると主張しています。²⁸

さらに、日本の建設業界はサラワク産合板に大きく依存し、政府の推計によれば、コンクリート型枠に使われる合板のほぼすべてが熱帯木材であり、²⁹ うち多くがサラワクから供給されています。³⁰ 東京都は東京の建築工事に関連して、日本の建設業界が違法または非持続的な木材を使うリスクにさらされているとの懸念を示しています。³¹

責任あるサプライチェーンを確保する第一歩として、日本政府は企業に対し違法木材の取引をしないことを求め、そのために

一定レベルのデューデリジェンスを求めるべきです。そうすれば、既に合法木材だけを扱おうとしている企業にとって公平な競争環境が生まれるようになるでしょう。例えばサラワクのように違法伐採のリスクが高い場合、情報収集や定評のある独立の専門家によるリスク評価など、サプライチェーンを理解するための追加的な対策を講じ、リスクを特定した場合は必要な緩和策をとるべきです。

日本の企業は、いま形成されつつある国際的スタンダード³² に呼応して、合法性の確保から一歩踏み出し、自社のサプライチェーンに結びついている人権侵害や環境破壊のリスクを特定し、緩和する必要があります。

東京オリンピック組織委員会は、設計・施工を行う事業者にデューデリジェンスを義務付け、オリンピック関連の建設プロジェクトやその他の目的で使用されるすべての木材が合法で、持続可能で、倫理にかなったものであることを保証することによって、持続可能な2020年オリンピック大会という公約を守り、重要な前例を作ることができます。

後注

1. 東京都オリンピック・パラリンピック準備局の発表資料(2015年5月28日付)、新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議「新国立競技場の整備計画」(2015年8月28日付) www.kantei.go.jp/jp/headline/pdf/20150828/siryu1.pdf
2. 東京2020オリンピック・パラリンピック立候補ファイル。 https://tokyo2020.jp/jp/plan/candidature/dl/tokyo2020_candidate_section_5_jp.pdf
3. Bryan JE, Shearman PL, Asner GP, Knapp DE, Aoro G, Lokes B (2013) Extreme Differences in Forest Degradation in Borneo: Comparing Practices in Sarawak, Sabah, and Brunei. *PLoS ONE* 8(7): e69679. doi:10.1371/journal.pone.0069679
4. グリーンピースと世界資源研究所(WRI)による「未開拓林ランドスケープ」(IFL)(人工衛星画像で特定された伐採されていないまとまったエリア。 www.intactforest.org/にて入手可能)の2010年時点の地図に対してグローバル・ウィットネスが行った分析に基づく。後年のLandsat ETM7画像で2010年~2012年半ばにかけて伐採によってさらに劣化したことが分かった地域に関して調整し、IFLとして分類するには狭すぎるが伐採されていない告知済みの保護地域を追加した。
5. サラワク森林局(Forest Department Sarawak), ハート・オブ・ボルネオ・イニシアティブ、 www.forestry.sarawak.gov.my/modules/web/pages.php?mod=webpage&sub=page&id=993&menu_id=0&sub_id=146.
6. グローバル・フォレスト・ウォッチのウェブサイトに掲載された分析を参照。その要約は次で入手可能: <http://blog.globalforestwatch.org/2015/11/gfw-releases-new-public-maps-of-sarawak-logging-concessions/>
7. Sarawak Dayak Iban Association (SADIA), Database of Cases Related to Violations of Native Customary Rights (NCR) of Indigenous People in Sarawak, Malaysia (2013年2月)、 www.panap.net/sites/default/files/Cases-Violations-of-Native-Customary-Rights-Sarawak-2013Feb.pdf、及び先人民族慣習権のオンライン・データベース(作成中)。
8. マレーシア連邦憲法第161条A(7)項およびサラワク州解釈令第3条(Cap. 1 1958 Ed)。マレーシア連邦憲法は先住慣習権と非先住財産権を平等の原則の下で対等に認知することを求めており、第5条(生命への権利)と第13条(財産権)の下、強制的な土地の取得または補償なしの土地の使用を禁じている。
9. 例えば次を参照: *Nor Anak Nyawai & Ors v Borneo Pulp Plantation Sdn. Bhd. & Ors*, No. 22-28-99-I [High Court Sabah & Sarawak, 12 May 2001]; *Tr Sandah ak Tabau & 7 Ors v Kanowit Timber Sdn Bhd & 2 Ors* [High Court Sibu Civil Suit No 21-2-2009], www.kehakiman.gov.my/directory/judgment/file/Q-01-463-2011.pdf
10. グローバル・フォレスト・ウォッチの分析に基づく。
11. 日本の商社との非公開の会話およびサラワクの企業の年次報告書に基づく。
12. シンヤン: [22-11-2004] *Jawa Lawing & Ors. vs. Shin Yang Forestry Sdn. Bhd. & Ors.*; [21-03-2009] *TR Matu Tugang & Ors. vs. Shin Yang Forestry Sdn. Bhd. & Ors.*; サムリン: [22-46-98] *Kelasau Naan & 3 Others vs. Samling Plywood (Baramas) Sdn. Bhd. & 5 Ors.*; [21-07-2010] *Lija Agang & 3 Ors vs. Samling Plywod(Miri) Sdn Bhd & 2 Ors.*; [21-4-2011] *Racha Anak Urud. & Ors. vs. Ravenscourt Sdn. Bhd. & Ors.*; タアン: [SBW-21NCVC-2/8-2014] *Sumen Bin Gasan & Ors. vs. Sarananas Enterprises Sdn.*
13. 次を参照: Malaysian Auditor-General, Laporan Ketua Audit Negara, Aktiviti Kementerian/Jabatan/Agensi Dan Pengurusan Syarikat Kerajaan Negeri Sarawak, Tahun 2008, 2009, p. 68-91. www.audit.gov.my/docs/BI/4Auditor%20General's%20Report/2States/Sarawak/3.SARAWAK_aktiviti.pdf; Council on Ethics, The Norwegian Government Pension Fund Global, Recommendation of 22 February 2010, www.regjeringen.no/upload/FIN/etik/Recommendation_Samling.pdf; Council on Ethics, Norwegian Government Pension Fund Global, Recommendations on exclusion from the investment universe of the Government Pension Fund Global: Ta Ann Berhad Holdings, www.regjeringen.no/contentassets/f65e42d467ee49d29ee8d238ff53d61d/ta_ann_eng.pdf, WTK Berhad Holdings www.regjeringen.no/contentassets/f65e42d467ee49d29ee8d238ff53d61d/wtk_eng.pdf. 次も参照: グローバル・ウィットネス「さあ、森のない未来へ」(2012年11月); グローバル・ウィットネス「日本の木材輸入はサラワク州における熱帯雨林の破壊と先住民族の土地権の侵害に拍車をかける: 最近の研究と現地調査の結果」(2014年6月)。
14. www.freemalaysia.today.com/category/nation/2015/09/17/adenan-we-know-sarawak-better/
15. 2015国際腐敗防止会議(IACC)(2015年9月)でのアデナン首席大臣の発言。 <http://livestream.com/accounts/14866022/events/4312206/videos/98044044>で入手可能。
16. グローバル・ウィットネス「マレーシア・サラワク州の影の中で」(2013年3月)。
17. グローバル・ウィットネス(2014年6月)前掲書。
18. 注12を参照。
19. EFI FLEGT Facility 2009: Joint Technical Evaluation of Malaysian Timber Legality Assurance System (TLAS), p18, www.illegal-logging.info/sites/default/files/uploads/EFImalaysiaTLAS.pdfで入手可能。
20. Denslow, J.S. and Padoch, C., eds., *People of the Tropical Rainforest*, University of California Press, 1998, p. 207
21. マレーシア人権委員会(SUHAKAM)、Report on Penan in Ulu Belaga: Right To Land and Socio-Economic Development, 2007, p18, www.suhakam.org.my/wp-content/uploads/2013/12/Report-On-Penan-in-Ulu-Belaga.pdf
22. Survival International, New Penan blockade against oil palm plantation, 23 December 2013, www.survivalinternational.org/news/9867; *Matu Tugang & 42 Ors. vs. Shin Yang Forestry & 2 Ors.*, 前掲書当裁判はシンヤン社植林事業権LPF0018と関係する。
23. Global Forestry Services, Wood Tracking Program Chain of Custody Checklist & Assessment Report for Shin Yang Plywood (Bintulu) Sdn. Bhd., May 18 2015.
24. 日本の商社との非公開の会話に基づく。
25. グローバル・ウィットネス「二つの衝突する世界」(2014年12月) www.globalwitness.org/olympicspj/
26. LANDSAT衛星のデータに基づく。詳細はグローバル・フォレスト・ウォッチのウェブサイト、 www.globalforestwatch.org/ で入手可能。
27. 貿易統計に基づく。次を参照: STIDC, Perkasa (July-Sept 2015), www.sarawaktimber.org.my/publication/PERKASA_JulSep2015.pdf
28. 日本の商社との非公開の会話に基づく。
29. 日本合板工業組合連合会主催のセミナー(2014年11月20日~21日)での林野庁の発表資料「コンクリート型枠用合板について」。コンクリート型枠用の合板の98%が輸入と記載。同データは農水省の統計およびコンクリート型枠合板に関する貿易データに基づく。
30. 木材建材ウィークリー第2009号(2015年3月23日)6ページ、および貿易統計。
31. 「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」(2015年3月)11ページ, www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2015/03/DATA/70p3v601.pdf
32. 例えば、次を参照: 「ビジネスと人権に関する指導原則: 国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」、2011年、 www.hurights.or.jp/japan/img/hrc1731framework.pdf、および OECD 多国籍企業行動方針, Sec. II A.10-12, www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku_ho.pdf

Global Witness

Lloyds Chambers
1 Portsoken Street
London
E1 8BT
United Kingdom

Phone: +44 (0)207 4925820
Fax: +44 (0)207 4925821
mail@globalwitness.org
www.globalwitness.org

© Global Witness, 2015

US Office

1100 17th Street NW
Suite 501
Washington, DC 20036
United States

Phone: +1 202-827-8673
Fax: +1 202 450 1347

グローバル・ウィットネスは自然資源をめぐる紛争と汚職、及び関連する環境破壊と人権侵害を防止するための調査及びキャンペーンを行います。

グローバル・ウィットネスはイギリスにおいて法人化された有限責任保証会社です。(会社番号 2871809)